

第18回 うらやす景観通信

平成26年2月17日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

先日の雪には驚きましたね。交通機関の影響などで、ご苦労された方も多いと思います。今でも道の端にある雪を見ると、自然の厳しさを感じます。さて、今回のテーマは「**景観計画⑬ 屋外広告物、看板を出すために**」です。

看板は企業活動においては必要不可欠なものです。景観に与える影響は大きく、色の派手なもの・大きいもの・乱立しているものなどは景観的に好ましくないものもあります。そこで浦安市景観計画では「屋外広告物の表示及び掲出に関する方針」というものを定めています。屋外広告物とは看板のことです。まずはどんな種類の看板があるか図1を見てください。

①～⑦まで種類があり、それぞれの用途に合わせた誘導方針が定められています。景観計画ではこの他に照明装置・映像装置も書かれています。

では、どんなことを決めているかという**基本方針**として「屋外広告物の文字は、内容を分かりやすく伝えることができるよう工夫する」・「屋外広告物の照明は、周辺景観に配慮し、高輝度光源

の使用を避ける」などがあります。これは市内全域の内容ですが、景観重点区域においてはさらに「屋外広告物の掲出の数及び大きさは必要最低限にとどめる」などの細かな**誘導方針**が定められています。ここですべては紹介しきれないため、もっと知りたい！という方は景観計画を見てみてくださいね。

詳しく知っている方の中には「屋外広告物条例と何が違うの?」と思った方もいると思います。そうなのです、実は「屋外広告物条例」というものもあります。これは千葉県の条例なのですが、一定規模以上の広告物を出すときに手続きが必要となったり、数に限りがあったりします。しかし、この景観計画の内容とは別物です。浦安市で看板を出すときには景観計画と屋外広告物条例の両方を満足する必要があるのですね。

みなさんが買い物をするお店や通る道にある看板はどうでしょうか。少し気にしてみてください。次回は「**景観計画⑭ 評価委員、審査会、審議会とは**」というテーマでお送りします。

■ 屋外広告物の表示及び掲出に関する方針（新浦安駅周辺及び新町地域 抜粋）

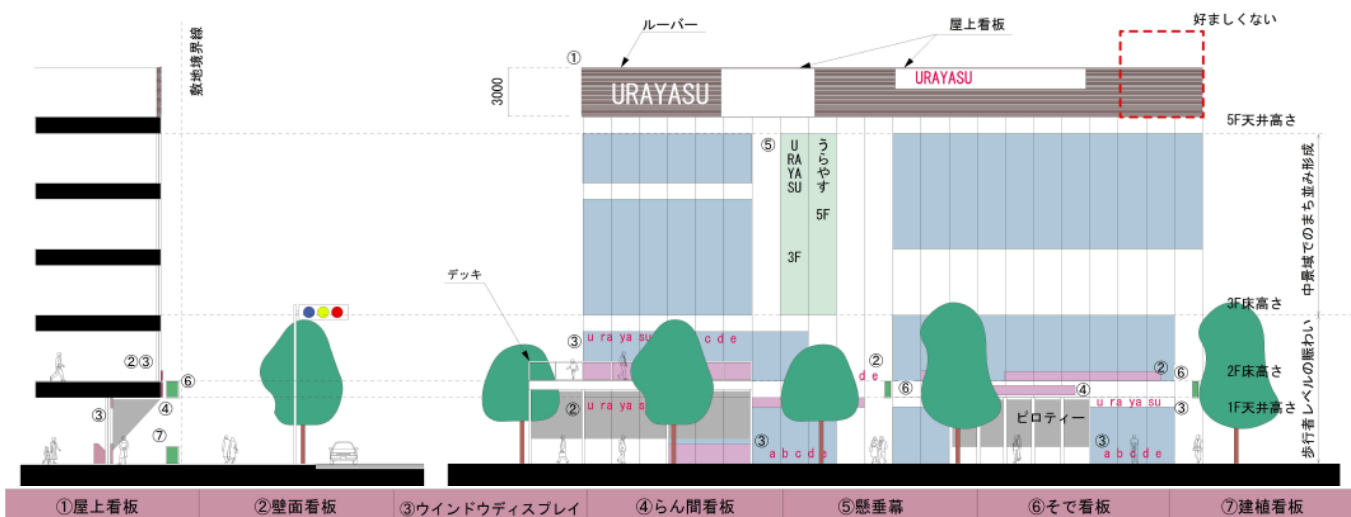


図1 屋外広告物